

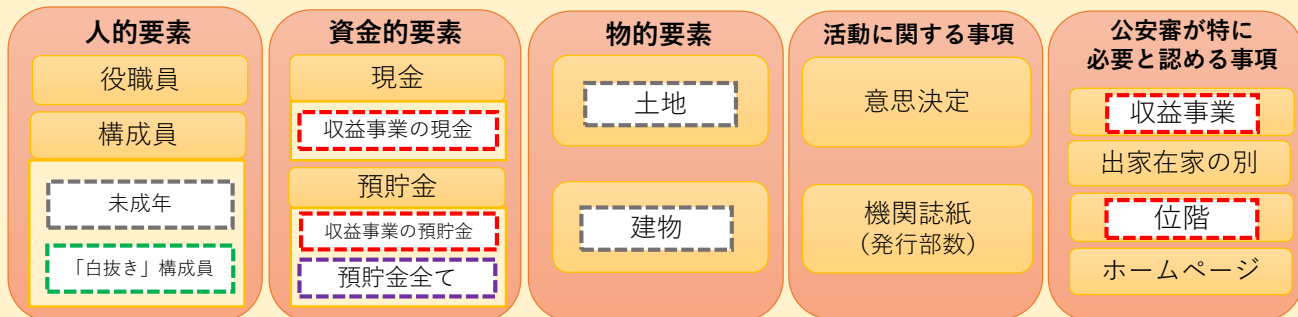
再発防止処分請求①

「Aleph」について、団体報告の一部不報告に基づき、再発防止処分を請求

「Aleph」の一部不報告について

団体の報告義務（団体規制法第5条第5項・第3項）

下記要報告事項を3か月ごとに公安調査庁長官に提出



- 従前から、一部又は全部について不報告
- 令和2年2月14日付け第81回「報告書」から不報告
- 令和3年11月11日付け第86回「報告書」から一部構成員を不報告
- 令和3年11月14日付け第88回「報告書」から不報告

再発防止処分請求について

公安調査庁

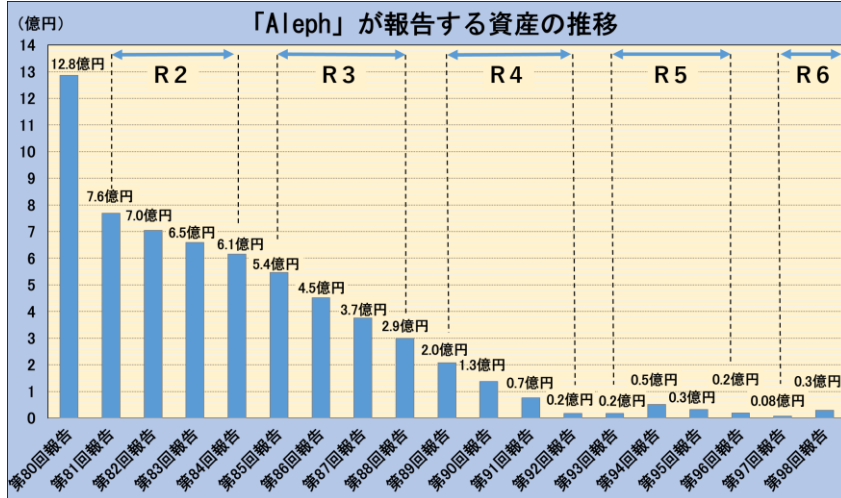
「Aleph」

再三にわたる是正指導

- 構成員の一部
- 資産の一部(大半)
- 土地・建物の一部
- 収益事業等について、不報告を継続

要件（団体規制法第8条第1項後段）

- ・ 団体報告が不報告あるいは虚偽報告
- ・ 無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難



令和2年以降、報告資産額を急激に減少
→ 資産隠しのおそれ

再発防止処分請求

公安審査委員会

再発防止処分（団体規制法第8条第2項）

〔処分内容〕

- ・ 「Aleph」が所有又は管理する特定の土地又は建物（専ら居住の用に供しているものを除く。）の全部又は一部の使用を禁止する処分
 - 全部禁止：4施設
 - 一部禁止：12施設
- ・ 施設内の収益事業の事業所（作業場所、事務所、道場等）等の使用禁止
- ・ 金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止する処分
 - 布施等の受領の禁止

※八潮大瀬施設の道場を使用禁止場所として拡張

〔処分期間〕

6か月間 ※現在3度目の再発防止処分期間中（令和6年3月21日～令和6年9月20日）